

Title	特許権の集成的管理・流通スキーム(知的財産権 (1))
Author(s)	隅藏, 康一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 21: 769-772
Issue Date	2006-10-21
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6519
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○隅藏康一（政策研究大学院大）

1. 特許権の集成的管理・流通スキームはなぜ必要か

特許制度の存在は、研究開発とそれに対する投資のインセンティブを与える一方で、独占排他権が行使されると当該分野の研究開発に対して抑制作用を及ぼすという、二面性を持っている。特許制度を、イノベーションを促進するための制度として社会の中に根付かせるためには、適正な特許付与基準を策定して科学的・技術的貢献度に見合った権利を付与すること¹、ならびに特許化された発明へのアクセスを促進させることが必要である。

特許化された発明へのアクセスを促進するための制度的解決策として、独占禁止法におけるエッセンシャル・ファシリティ理論の適用、特許法に定められた強制実施権制度の活用、特許権の効力から除外される実施態様の立法的手段による設定、などが考えられるが、いずれも権利の安定性を損なうものであり、特許制度の信頼性をも損なうものであるため、現実に適用可能であるとは考えられない²。特許権のライセンス契約が特許発明へのアクセスを低下させることのないよう、模範となるライセンス契約を示すこと（ガイドラインの策定）³も考えられ、一定の効果が期待できるが、強制力がないためその効果は限定的である。

制度的解決策として望ましいのは、特許権の存在や権利効力には変更を加えずに、特許権者への利益の還元を図りながら、特許発明へのアクセスをも促進するものである。そのような方策の一つが、以下に述べる特許権の集成的管理・流通スキームの構築である。これにより、個々の特許発明が特許権者ごとに管理されて流通に供されている状態と比べて、契約締結の手間が低減され、特許発明へのアクセス性が向上する。

2. 特許権の集成的管理・流通スキームの種類

2-1. ライセンス・データベース

特許権の集成的管理・流通のための最も簡便な方法として、誰がどのような特許権を持っていて、どのような条件でライセンスされているかというデータベースを構築することが挙げられる。米国カリフォルニア大学デービス校を事務局とする PIPRA（Public Intellectual Property Resource for Agriculture）というプロジェクト⁴は、その一例である。PIPRA では、メンバー機関の特許ライセンス条件のデータベースが作られ、メンバー相互にライセンス契約の状況を把握することを容易にしているが、契約自体は当事者間の交渉に委ねられており、データベースに記載されたライセンス条件がその後の契約内容を縛るわけではない。

また、これとは別に PIPRA では、いくつかの主要な技術について、特許権のパッケージを提供しようとしている。これは後に述べるパテント・プールの一種と考えることができる。

2-2. パテント・プール

特許権の存在を前提とする場合であっても、独占的に一社だけにライセンスを供与するのではなく、非独占的に合理的な条件でのライセンス供与を行えば、特許発明の共有化（アクセスの促進）と私有化（権利者への利益の還元）を両立させることができる。さらに、希望する者に対して無差別的にライセンスを供与すれば、実質的に、希望する者は低価格で特許発明にアクセスすることができることになり、共有化の度合いが高まる。これはすなわち、RAND 条件（Reasonable and Non-Discriminatory 条件）⁵によるライセンス供与である。特許権者の側も、広範に多くのライセンシーに対してライセンス供与を行うため、一件あたりのライセンス料は安価であっても結果としてライセンス収入の合計額は大きくなることが期待される⁶。ある分野の複数の特許発明について RAND 条件による提供を実施する、すなわち RAND 条件によるライセンスの束を作ることにより、実質的にその分野の発明へのアクセス可能性を高めることができる。この束が、パテント・プールである。

代表的なものに、画像圧縮技術であり ISO と IEC で公的な国際標準となっている MPEG-2 に関する必須特許を扱っている、MPEG-LA というパテント・プール機関がある⁷。この場合は、当該技術標準の必須特許が一括してライセンスされ、ライセンス収入が特許数に応じて各社に配分される。また、別の事例として、第三世代携帯電話の技術標準の特許流通スキーム（3G パ

テントプラットフォーム)⁸がある。この場合は、一部の企業とはクロスライセンス契約を結んで、残りの特許権のライセンスを一括して受ける、ということができる。また、個々のライセンシーが支払うロイヤリティの合計値に、最大累積ロイヤリティ率(5%)が設定されており、多くの特許発明のライセンスを受けてもロイヤリティ率がこの上限を超えないようになっている。

パテント・プールの利用に適しているのは、①多くの機関・企業が保有している複数の特許を使用する必要がある、②それ自体がさらなる開発に供されるのではなく、ツールとして広く使用されるため、非独占的ライセンスを行うのに適している、③技術標準が策定されている、あるいはプールすべき特許が明確に判断できる、という条件を満たす技術である⁹。パテント・プールの構築にあたっては、独占禁止法に違反しないようなスキームを作らなければならない¹⁰。また、RAND 条件ではあるとはいえ、企業の参加意欲を高める収益モデルを見出すことにより、アウトサイダー(パテント・プールに入らず独自にライセンス供与をする特許権者)を生まないようにする必要がある。企業の参加意欲を高めるためには、特許の価値を適正に評価して、それに基づいて利益配分をすることが必要であろう。

2-3. パテント・クリアリングハウス

パテント・プールよりも独占禁止法上の問題の少ない方式として、パテント・クリアリングハウスを構築し活用することが提案されている。著作権の流通に用いられているクリアリングハウスというスキームに着目し、これを特許に適用してとして運用するものである。

パテント・クリアリングハウスは、いわば特許の「スーパーマーケット」である。クリアリングハウスで扱われることを特許権者により許諾された特許群について、ライセンシー(企業や大学・研究機関)から使用の希望が管理機関に寄せられると、管理機関がその使用許諾をする(価格が決まっている場合、ならびにロイヤリティ率などの形でライセンス条件が決まっている場合がある)、そして事後的に特許権者に報告される、という仕組みである。

このような特許管理の実行においては、次の2つのことが問題になる。1つは、パテント・クリアリングハウスの立ち上げ時期すなわちまだ企業からライセンス収入が入ってこない段階において、有益な特許発明を集めるためには初期投資が必要であり、その資金を何らかの方法で調達しなければならないということである。もう1つは、特許権を特許管理機関と各特許権者の間でどのような形態で結ぶか、ということである。このスキームにおいては、特許管理と運営資金調達をいずれも行う必要があることから、流動化による資金調達と管理という2つの目的をもつ知的財産信託とのアフィニティーが高いと考えられる¹¹。

2-4. パテント・コンソーシアム

隅蔵は、学術機関の間で特許化された研究ツールの使用を円滑化するための施策を考察した際に、メンバー相互にツールの使用がしやすくなるような、ギブアンドテイクの思想によるパテント・コンソーシアム¹²のスキームを考えた(図1)。ある分野の研究開発やサービスの実施に必要な特許をすべて集めておき、簡易にライセンス契約が結べるようにした機構である。ここでは、MPEG-2 のケースのように一括ライセンスを行うケースは稀であり、多くの場合は、取り揃えられた商品の中から自分の使いたいものをピックアップして買い物籠に入れるという形式の、パテント・クリアリングハウスの方が実態になじむであろう。パテント・コンソーシアムの運営主体は、何らかの合理的な方法によりあらかじめライセンス条件を決めておく必要があり、場合によっては特許権者との交渉も必要となる。しかし、その一方で、コンソーシアムを利用するライセンシーは特許権者と交渉する必要がなくなるため、ライセンシーが多数想定され、なおかつ当該運営主体にライセンス交渉の能力が確立されている場合には、社会全体としては取引コストを削減できる。

このスキームを考える背景となったのが、2004年に実施した生命科学者対象のアンケート調査である¹³。回答者の72%が、特許化された研究ツールの使用を円滑化するために何らかのスキームを作ること、賛成であった。また、研究者個人が特許権を保有していると仮定して、どのような場合にそれをコンソーシアムに提供したいかという質問を行ったところ、「自分も他の特許発明を無償で使用できるのであれば、無償で提供する」というギブアンドテイクの仕組みを望む研究者が46%であり、「自分にじゅうぶんな金銭的見返りがあるのであれば、有償で提供する」とした研究者の割合27%を上回った。なお、「どのような条件であれ自らが権利を保有する特許発明を提供したくない」と考える人はほとんど皆無であった。このことから、少なくとも大学・公的研究機関の研究者に対しては、「コンソーシアムに特許発明を提供し RAND 条件のライセンス供与を約束した研究者はコンソーシアム中の他の特許発明を使うことができる」というルールにすれば、ある程度の数の特許発明を集めることができると考えられる。

現在の日本の国立大学法人で生まれた発明については、個人帰属のものと機関帰属のものが混在しているという、過渡的な状態である。2004年4月以降は機関帰属の原則を採用している大学が多いが、法人化前に特許出願された発明は大半が個人帰属とみなされ¹⁴、法人化後も個人が保有しているためである。このような現状を踏まえて、以下のようなスキームを考案した。

(1) 大学特許コレクション

コンソーシアムに参加している大学・公的研究機関（以下、「参加大学」）は、保有特許（機関帰属の特許）をコンソーシアムに無償で提出する。これが「大学特許コレクション」となる。参加大学に所属する研究者は、「大学特許コレクション」の特許を無償で利用できる。

(2) 個人特許コレクション

コンソーシアムのオペレーターは、主要な個人帰属の特許を探し出し、それらを保有する個人に対し、コンソーシアムへの参加を呼びかける。コンソーシアムに参加する個人研究者は、自ら保有する個人帰属特許をコンソーシアムに無償で提出する。これが「個人特許コレクション」となる。参加している個人研究者は、「個人特許コレクション」の特許を無償で利用できる。

(3) 企業特許コレクション

コンソーシアムで提供すべき特許の中に、企業保有のものがある場合は、コンソーシアムが企業に対し契約料を支払うことにより、コンソーシアムで取り扱うことに対する許諾を受ける。これが「企業特許コレクション」となる。その前提として、コンソーシアムのオペレーターには、ライセンス契約交渉のスキルを持つ担当者を配置する。

(4) 外部者との関係

コンソーシアムに特許権者として参加していない外部者は、コンソーシアムに入っている特許を、定められた価格（ライセンス条件）で使うことができる（パテント・クリアリングハウスと同様）。学術目的の使用と、商業的使用では、ライセンス条件が異なる。

なお、コンソーシアムに特許権者として参加している大学の研究者、ならびに個人研究者は、コンソーシアムのとり決めによって既に無償になっているもの以外のコレクションを、ディスカウント価格（コンソーシアムのオペレーターがディスカウントの割合を決定する）にて使うことができる。

(5) 参加のインセンティブの増進策（使用頻度のランキング公表など）

コンソーシアムで扱われている特許は、使用されるたびにカウントされ、使用頻度上位の特許についてはランキングが公表されるようにするとよいだろう。このようなランキングの公表を行う理由は、次のとおりである。誰にも使われないようなツールを提供しているだけであっても他のツールをすべて無償で使えるということになれば、ギブアンドテイクに基づくコンソーシアムにおいて不公平感が生じ、GIVE をほとんどせずに TAKE だけを求める参加者が増えがちである。そうした状態が続けばこのスキームが機能しなくなってしまう。したがって、このようなスキームを成功に導くためには、多くの研究者が参加し、よいツールを提供するインセンティブを高めるためのメカニズムが必要になる。一案として、ツールを使用するたびに当該ツールを使用した旨がコンソーシアム事務局に報告され、使用頻度の高い研究ツールのランキングが発表されるという制度にすれば、研究者にとって、コンソーシアムへの参加意欲、ならびにより発明をコンソーシアムに入れようとする意欲が高まるであろう。使用頻度が以後の価格（ライセンス条件）の決定にも用いられるようにすれば、一石二鳥である。

なお、試行的には、特定のプロジェクトにより生み出された特許をこのようなコンソーシアムで扱うことを、政府等からの資金提供の条件にすることも可能であろう。

3. まとめ

図2に、本稿で説明した各種スキームの位置関係をまとめた。MPEG 型のパテント・プールは、技術標準の必須特許をパッケージにして一括でライセンス供与するものであるが、それに対して一部の特許のクロスライセンスを可能にするなどの柔軟性を持たせたものが、3G 型のパテント・プラットフォームである。パテント・クリアリングハウスは、MPEG 型パテント・プールと比べると、独禁法上のリスクが回避されるモデルとなっており、単純なライセンス・データベースと比べると、あらかじめライセンス条件が固定され取引コストが削減されるモデルとなっている。PIPRA の事例は、ライセンス・データベース、ならびに MPEG 型のパテント・プールの一括ライセンスの仕組みを併せ持つものである。パテント・コンソーシアムは、パテント・クリアリングハウスのスキームに、メンバー間では自由に使い合えるというギブアンドテイクの発想を加えたものである。

こうしたスキームが実効性を持つようにするためには、価格決定をサポートする汎用性のある価値評価手法の策定、スキームを運営する人材の育成、民間企業も参加しやすいビジネスモデルの策定をはじめとして、多くの課題が残されている。特許権の集管的管理・流通スキームの検討には、知的財産マネジメントの重要課題が集約されている。

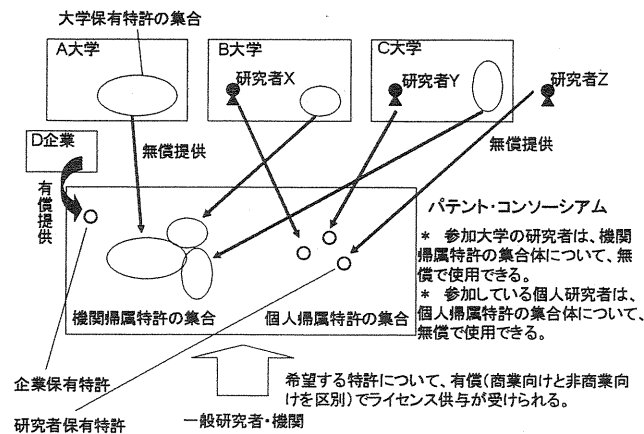


図1 パテント・コンソーシアムの概念図

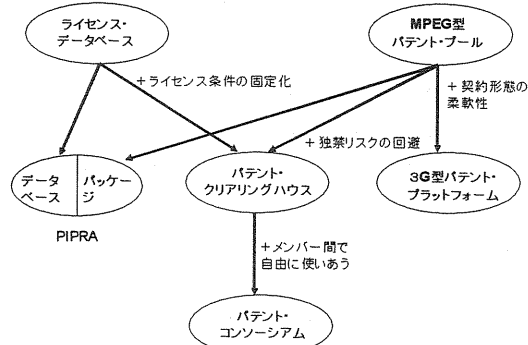


図2 特許権の集約的管理・流通スキームの相互関係

¹ 適切な特許付与基準の策定については、隅藏康一「生命工学と特許の新展開—ゲノム・タンパク質解析と特許—」、『先端科学技術と知的財産権』（相田義明・平嶋竜太・隅藏康一共著、発明協会、2001年）1-55頁、等で述べたが、本稿では立ち入らない。

² 隅藏康一「バイオテクノロジー分野のイノベーション促進のための知的財産政策」、日本知財学会第3回年次学術研究発表会（要旨集290-295頁）、2005年；隅藏康一「遺伝子関連発明の知的財産政策：共有化と私有化の最適バランスに向けて」、医療と社会15巻1号、67-82頁、2005年

³ OECD理事会は、2006年2月、約3年間にわたる検討を経て、「遺伝子関連発明のライセンス・ガイドライン」（<http://www.jba.or.jp/oshirase/oecdguideline060323.htm>）を採択した。国内では2006年5月に、総合科学技術会議・知的財産戦略専門調査会にて「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」が決定された（<http://www8.cao.go.jp/cstp/project/tokkyowg/haihu03/shishin.pdf>）。隅藏はこれら双方のドラフティングにメンバーとして関わった。

⁴ 隅藏康一「特許使用円滑化によるイノベーションの促進：PIPPAの事例調査」、研究・技術計画学会第20回年次学術大会（要旨集411-414頁）、2005年

⁵ RAND条件とは、標準化団体において標準が策定される際に、その標準に抵触する特許権を保有する企業が提出する「特許宣言」の中で用いられる用語として定着しているものである。

⁶ 渡部俊也・隅藏康一『TLOとライセンス・アソシエイト』（ビーケイシー、2002年）に詳述されているように、米国の大学からの技術移転で最大のライセンス収入を生んだ発明であるといわれるコーエン・ボイヤーの遺伝子組換え特許は、非独占的ライセンスによって多くのライセンシーに対して提供された。

⁷ 尾崎英男・加藤恒「MPEGパテントポートフォリオライセンス」、知財管理48巻、329-337頁、1998年；隅藏康一、企業間協力の核としての技術移転機関の機能、研究・技術計画学会第15回年次学術大会（要旨集255-258頁）、2000年；隅藏康一「先端科学技術における特許プールの活用（上）—MPEG-LAの事例—」、BIO INDUSTRY20巻2号、42-52頁、2003年。なお、上條由紀子・隅藏康一・三宅将之・宗祐二「MPEG2パテントプールの構造分析」（日本機械学会年次学術大会、2006年）では、MPEG-2パテント・プールがどのような発展経路を辿ったのかについて、プールされている特許に関する特許マップを作成することにより検討を行った。

⁸ 加藤恒、第三世代移動体通信のためのパテントプラットフォームライセンス、知財管理Vol.51 No.4 p559-569、2001年；『特許プールの可能性』（発明協会、2003年）63-65頁（隅藏康一・上條由紀子分担執筆のコラム）

⁹ 隅藏康一「バイオ分野におけるパテントプールの活用」、研究・技術計画学会第16回年次学術大会（要旨集281-284頁）、2001年；隅藏康一「先端科学技術における特許プールの活用（下）—バイオ分野の特許プールの活用—」、BIO INDUSTRY20巻3号、55-62頁、2003年

¹⁰ この制約により、パテント・プールのフレキシブルな活用が妨げられている可能性があり、独占禁止法のパテント・プールに対する運用については今後の課題である。

¹¹ 隅藏康一、イノベーション促進に向けた知的財産信託の課題、研究・技術計画学会第20回年次学術大会（要旨集447-450頁）、2005年

¹² 初出は、隅藏康一「研究ツール自由利用コンソーシアムの提案」、日本知財学会第2回年次学術研究発表会（要旨集248-251頁）、2004年であるが、本稿のスキームはいくつかの条件設定を詳細化し、バージョンアップしたものである。

¹³ 隅藏康一・島田純子・城戸康年・須田紘行・宗加奈子・羽鳥智則・エミン・ユルマズ、ライフサイエンス研究者の直面している「知的財産問題」の調査、研究・技術計画学会第19回年次学術大会（要旨集332-335頁）、2004年

¹⁴ 国立大学法人化以前は国帰属あるいは個人帰属であったが、文部科学省の『知的財産ワーキング・グループ報告書』（2002年）によると、2001年度に国立大学の発明委員会で審議された発明のうち、個人帰属の割合が86.4%と大半を占めていた。